

社団法人八幡平市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人八幡平市観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県八幡平市柏台一丁目28番地に置く。

2 この法人は、総会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、八幡平市及びその周辺の観光地域及び観光物産の紹介、観光施設の整備並びに郷土文化の向上を図り、もって、地域経済、文化の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝と啓蒙の強化
- (2) 観光に関する行事の企画及び実施
- (3) 観光情報の収集及び情報提供
- (4) 観光と物産の紹介、宣伝及び郷土文化の育成
- (5) 土産品、特産品等の紹介宣伝と品質改良
- (6) 観光関係機関との連絡協調
- (7) 観光施設の保全及び整備促進
- (8) 自然景観等の保護育成
- (9) レストハウスの運営に係る収益事業
- (10) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体
- (2) 特別会員 八幡平市及びこの法人に対し特に功労のあった個人若しくは団体又は学識経験者で総会において推薦されたもの
- (3) 賛助会員 この事業を賛助するために入会した個人又は法人その他の団体

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(会費等の不返還)

第11条 既に納付した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職務

(役員の種類及び選任)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 理事 15人以上20人以内(会長及び副会長を含む。)
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、正会員並びに特別会員の中から総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を処理するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 前2号に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める

(報酬等)

第16条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により、開催の請求があったとき
- (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により、開催の請求があったとき

(招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催の日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに構成員に通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、正会員及び特別会員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員及び特別会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員及び特別会員又は理事の現在数

(3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 資産及び事業計画書等

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

- (2) 会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 補助金
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) 資産から生ずる収入
 - (7) その他の収入
- (資産の管理)

第28条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第30条 この法人は、収益事業を行うため、又はその他の事由により必要があるときは、総会の議決により、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、その会計年度開始の日から2ヶ月以内に、総会の議決を経なければならない。

2 前項の総会の議決を得るまでの間は、会長は、理事会の議決を経て、予算の成立する日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計画書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に岩手県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第34条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、岩手県知事に届けなければならない。

第6章 顧問、参与及び委員会

(顧問及び参与)

第35条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 3 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は本会の運営について意見を述べることができる。

(専門委員会)

第36条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、会長が専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において、総会員の4分の3以上の議決を経、かつ岩手県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第2項第1号の規定により解散する場合は、正会員及び特別会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 解散のとき存する残余財産は、総会において、総会員の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款の期間の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立の日から最初に開かれる通常総会の終了の日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 5 この法人は、松尾村観光協会が有する権利及び義務を一切継承する。
- 6 この法人の設立の際に、松尾村観光協会の会員である者については、第6条の規定にかかわらず、この法人の会員になるものとする。

附 則

この定款は、平成元年10月2日から施行する。

附 則

この定款変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、定款変更認可の日（平成16年7月28日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この法人は、西根町観光協会及び安代町観光協会が有する権利及び義務を一切継承する。
- 3 西根町観光協会及び安代町観光協会の会員である者については、第6条の規定にかかわらず、この法人の会員になるものとする。ただし、第9条の規定により届出があった者についてはこの限りでない。